

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市が土地改良事業（基盤整備促進事業（香南中部地区（円光坊団地）））計画を変更することについて平成19年11月13日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成19年12月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成19年11月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀